

ビジネス英語読解（邦訳と注釈）

Lesson 4 注文書と返送

モデルレター 8 Canterbury Trading の注文書（表面約款）

●解説

ここで採用されているのは、注文書型契約書です。輸入者である Canterbury Trading, Inc.が作成した書式で、表面約款（タイプ条項）の部分です。契約内容をその都度、所定の箇所にタイプで打ち込んで契約書を作成します。その内容は、下記のとおりです。番号は、注文書の番号に対応しています。

①頭書

契約書の書き出しに「買主としての当社は、売主としての貴社から下記及び本注文書の裏面に記載されている諸条件に基づいて下記の商品を購入することを確認します。」という内容の頭書が印刷されています。

②買主の名称および住所（Buyer's Name and Address）

レターヘッド付きの用紙が用いられる場合は、この欄は必要ありません。

③荷印(Marks)

貨物の識別を容易にする記号の役割を果たすもので、荷受人（<CT>）、仕向地（Los Angeles）、貨物の個数（C/No.1/UP）、原産地（MADE IN JAPAN）を記載します。C/No.1/UPのCは、CaseまたはCartonを、No.1/UPは、1以上の

個数を意味しています。契約時点では、**Case** または **Carton** の数がいくつになるかわかりませんので、このように記載します。

④商品および品質(Commodity and Quality)

売買の対象となる商品を特定するために商品名を挙げ、商品の品質を具体的に示すために、商標、型式、規格などを記載します。商品によっては、成分、サイズ・容量・色彩などを記載します。

品質の表示の仕方は、商品によって異なり、この場合は、**Model LP25** および **LP35** と型式 (**Model**) が記載されています。

⑤数量(Quantity)

各商品に使用されている数量単位を添えて数量を記載します。この場合は、**unit** (台) が使用されています。ばら荷などの商品は、数量が変化することがありますので、数量過不足条件(**More or Less Terms**)をつけて、例えば、「**5% more or less at seller's option(5%以内の過不足は売主の任意)**」などとします。

⑥単価(Unit Price)

商品の1台当りの価格で、実際の商品代金以外に、輸送費用、保険料、関税などの費用を価格に含めますが、どの費用を含めるかは、貿易条件によって異なります。貿易条件は、通常、インコタームズの表記に基づいて記載されます。

さらに、どの国の通貨で決済するかも売買価格を決めるうえで重要なことです。この場合は、米ドルが支払通貨になっていますので、価格の前に **US\$** がつけられています。

Discount (3%)の記載がありますが、これは、3%値引きしたことを強調するために敢えて記載されているもので、値引き後のそれぞれの単価を記載すれば、この文言の記載は、必要ありません。

⑦金額(Amount)

単価に数量をかけたものが金額となり、複数あるときは、合計金額（**Total Amount**: この場合は、**Amount** が省略されています。）が記載されます。この場合は、**US\$533,500** が合計金額です。

前述の貿易条件を金額の欄にまとめて記載します。この場合は、**CIF Los Angeles** で、ロサンジェルス港までの運賃および保険料を含めた価格を意味しています。

⑧引渡条件(Delivery)

貨物をどのように引き渡すかについて、例えば、商品を数回に分けて船積みする（**partial shipments**: 一部船積み、**UCP500** までは「分割船積み」と言っていましたので、当分は両方が使用されと思います。）かまたは貨物を途中で他の船に積み替える(**transshipment**: 積替え)かについて記載します。記載の仕方は、了承できれば **Allowed**（許容される）、了承できなければ **Prohibited** または **Not Allowed**（許容されない）のいずれかを記載します。この場合は、後者が記載されています。

⑨船積港（積出港）(Port of Shipment)

商品を船積みする港名を記載し、この場合は、**Yokohama** です。

⑩仕向港(Port of Destination)

商品の輸送先で、この場合は、**Los Angeles** です。もし途中で複数の輸送形態を利用して輸送する場合には、最終仕向港が記載されます。

⑪船積時期(Time of Shipment)

船積時期については、通常、ある一定の期間を定めて船積時期とし、例えば、次のような決め方をします。

- ・ 特定月積み。この場合は、7月積みとなっており、7月中ならいつでもよいという意味です。

・特定日数（または特定月数）以内。例えば、契約後30日（3カ月）以内、信用状を受領してから30日（3カ月）以内。

⑫検査(Inspection)

商品の品質や数量が約定した通り履行されているかどうかを確かめるために、検査や検品を行う必要があります。この場合は、「船積前の売主の検査を最終とする」となっており、電機製品、電子機器、機械類の検査は、通常、このような検査方法が利用されています。もちろん、第三者の国際的な検査機関に検査してもらい **Inspection certificate**（検査証明書）を発行してもらう場合もあります。また、商品によっては、船積み前と荷揚後では品質や数量に変化が起こる可能性がありますので、検査時期や方法を慎重に決める必要があります。

⑬梱包(Packing)

商品の性質や形態を考慮に入れて最適の梱包を行う必要があります。貿易クレームの発生原因は、梱包不良の場合が多く、また、そのために発生した商品の損害は、船会社や保険会社に求償することができませんので、注意する必要があります。

⑭保険(Insurance)

輸送中の商品に対する損害をカバーする海上保険条件には、旧約款の分損不担保（FPA）、分損担保（WA）、全危険担保（All Risks）の3つがあり、これに対応する新約款の **ICC(C)**、**ICC(B)**、**ICC(A)**があります。日本では通常、旧約款が使用されており、この場合は例外として **ICC(A)**が使用されています。また、保険金額は、**CIF** の **110%**となっています。何も記載されない場合は、インコタームズや信用状統一規則では **CIF** の **110%**が適用されることになっています。

⑮支払条件(Payment)

買主が売主に支払う輸出代金の支払時期と支払方法が記載されます。この場合は、「取消不能信用状に基づく一覧後30日払手形」と記載されており、買主は、信用状を開設し、為替手形が呈示されてから30日後に支払うことになっています。

⑩その他特別条件(Special Terms & Conditions)

何か記載すべき事項があれば記載します。この場合は、何もないので、記載がありません。

⑪署名欄

「署名のうえ副本を返送してください。」および〇年〇月〇日に「受諾のうえ確認済み」と記載されており、その下に注文書の作成者（買主）の署名欄と相手方（輸出者）の署名欄があります。買主は、この注文書を2通作成し、2通とも売主に送付していますので、売主は、2通に署名し、そのうちの副本を買主に返送します。これで、輸出入契約が正式に成立したことになります。

●語句の注釈

■ on the terms and conditions stated below and on the reverse of this purchase order: 「下記および本注文書の裏面に記載されている諸条件に基づいて」

・ stated below 「(ページの)下段に述べられている」

・ the reverse: 「裏面」

■ the duplicate: 「副本」

■ Accepted and confirmed: 「受諾され、確認された」売主である下記の関東電子が上記の記載事項を受諾し、確認したという意味です。

モデルレター9 関東電子の注文書返送用の添え状

●邦訳

当社署名済み貴社注文書のご返送

拝啓

当社が正当に署名した注文書の写しを同封しご返送致します。

当社の取引銀行経由で信用状を受領次第、船積に関する詳細をご連絡致します。

貴社の注文に対して最善の注意を払いますので、ご安心下さい。

敬具

●語句の注釈

- return to you enclosed: 「同封し貴社に返送する」
- duly signed: 「正当に署名された」署名権限のある者によって署名されたことを意味しています。
- upon receipt of...: 「～を受領し次第」
- contact...with...: 「～を～に連絡する」
- we assure you that...: 「当社は、～であることを貴社に請合う」
- have one's best attention: 「最善の注意を払う」